

瀬戸市市民活動センターの機能を拡大し

名称を変更します！

「瀬戸市市民活動センター」は平成17年度にパーティセと3階に開設し、市内で行う市民活動の手助けや団体同士のネットワークを築いてきました。

現在、市民活動や地域活動の現場では、多様な課題に対応するための知見とマンパワーが必要とされ、まちの課題解決に向けて人材不足の解消や連携への支援が望まれています。

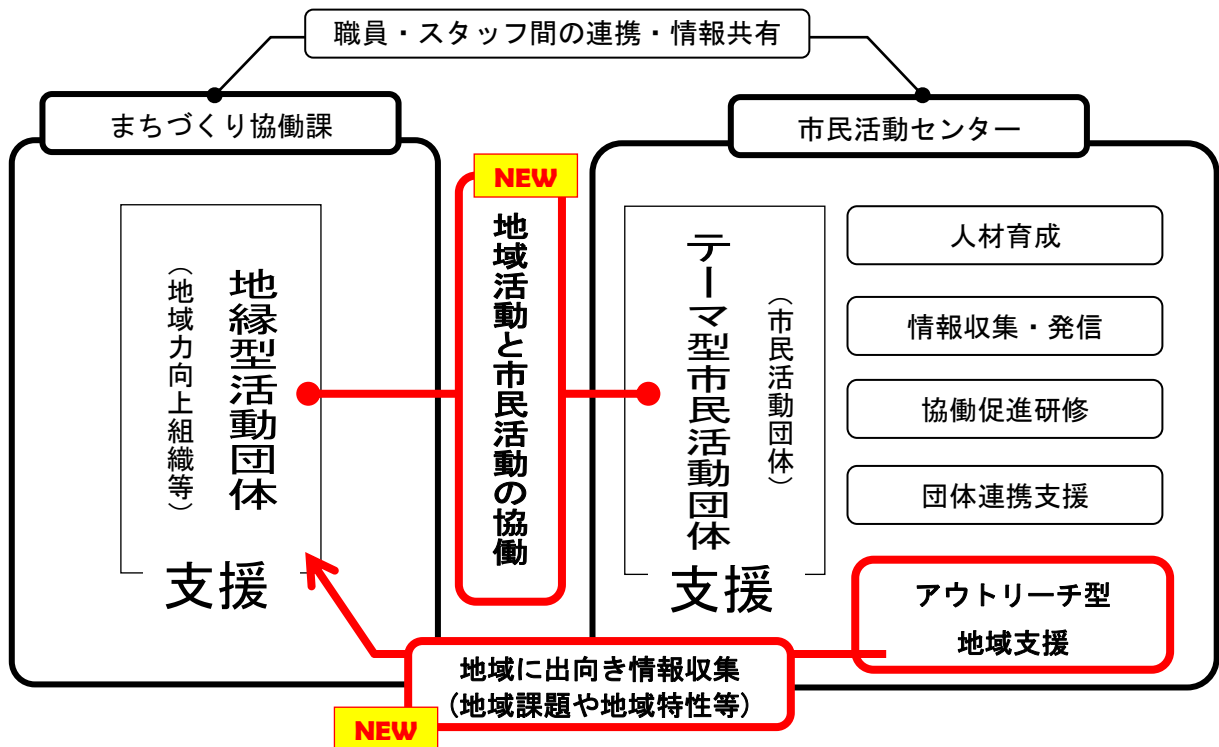
そこで、支援を充実させるために、これまでの機能に加え、まちづくり協働課と市民活動センターが連携し、市民活動と地域活動の協働の促進や地域や団体の活動に出向いての支援を始める等、市民活動センターの機能を拡大し、新たな名称に変更します。

今後もソフト面から行政と地域、市民をつなぐ支援を目指していきます。

◆新たな名称（令和2年4月1日より変更）

「瀬戸まちの活動センター」

◆新たな市民活動センター機能イメージ



【問い合わせ先】 瀬戸まちの活動センター（0561-97-1161）
瀬戸市まちづくり協働課（0561-97-1336）